

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道余市郡仁木町

2 構造改革特別区域の名称

N I K I ワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道余市郡仁木町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

仁木町（以下「本町」という。）は、北海道南西部の積丹半島の付け根に位置し、道都札幌市から 58km、新千歳空港から 110km の距離にあり、北は余市町に隣接、東は南走する頂白山系をもって赤井川村と、また西南は八内岳から稲穂嶺、三角山に至る山嶺を隔てて古平町、共和町及び倶知安町とそれぞれ境を画しており、面積は 167.96k m²で、経緯は北緯が 140 度 46 分、東経 140 度 6 分に位置している。

(2) 気候

年間平均気温は 8℃程度であるが、日中は高温で夜間は冷涼なため、1 日の寒暖の差が大きという特徴があり、これが果樹の栽培に適した気候条件となっている。降水量は年間 1,000mm 程度、降雪量は年間 7m 程度、最大積雪深は 130cm 程度である。

(3) 人口

人口は昭和 35 年をピークに減少傾向であり、この 10 年間で 469 人減少し、平成 27 年の国勢調査における総人口は 3,498 人である。

(4) 産業

平成 27 年の就業人口は 1,873 人で、産業別には、第 1 次産業が 50.7%、第 2 次産業が 6.8%、第 3 次産業が 41.6%となっている。第 1 次産業の就業者数は、高齢化が進み減少傾向にあるものの、基幹産業は第 1 次産業の農業であり、果樹栽培や施設野菜栽培が中心となっている。

(5) 地域づくり

平成 23 年 3 月に「魅力ある、住みよい、心豊かなふれあいを大切にするまち」を基本理念とした第 5 期仁木町総合計画を策定し、個性を確立するまちづくり、効率的で効果的な行政運営、交流・連携・協働によるまちづくりを目指している。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

本町は、明治の開拓時代から果樹や稲作を中心とした農業を基幹産業としており、さくらんぼやりんご、ぶどう等果樹栽培が盛んである。

また、近年では、第3次ワインブームも重なり、本町に醸造用ぶどうの栽培地を求めて新規就農者が増加している。新規就農者はぶどう栽培から醸造、販売までを想定しているため、特例措置を講じ小規模での栽培から醸造、販売までが可能となる条件整備を図る必要がある。

	さくらんぼ	りんご	ぶどう
作付面積(ha)	202.4	57.9	320.1
収穫量(t)	420.0	500.0	3,740.0
代表品種	佐藤錦 水門 南陽	つがる ふじ 昂林	キャンベルアーリー ナイアガラ ポートランド

後志総合振興局特産果樹生産動態等調査（平成27年産）

5 構造改革特別区域計画の意義

本町における高齢化率は37%（平成27年国勢調査）となっている中、農業の担い手の高齢化も急速に進んでおり、後継者不足も相まって農家戸数の減少や耕作放棄地の拡大が進み、地域経済の脆弱化が懸念されている。この状況の下、本町の果樹栽培、とりわけぶどう栽培に適した気候や農地があり、また、2018年から適用される「果実酒等の製法品質表示基準」により、今後益々農地を求めてワイン醸造を目指す者が増加することが見込まれ、ワイン産業の振興による町の活性化が期待される。

このことから、構造改革特別区域の計画を策定及び実施することにより、耕作放棄地の減少や町の活性化につながる。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特例措置を活用することにより、地域の特産果実を用いた果実酒及びリキュールの製造が比較的小規模な施設で可能となり、自家製ワイン等の製造、販売による経営改善を目指す農業者が酒類製造に参入しやすくなることから、新たな農業経営の発展が見込まれる。

さらには、果樹産地としての恵まれた条件を生かし、事業者が独自性を発揮できるワイン産地としての地位を確立する事により、果樹の生産振興、就農者の確保及び農地の流動化による地域農業の振興によって地域経済の活性化が期待される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域特産品の開発及びブランド化等の加工品の販売による収入増加と知名度アップ
本町は果樹の生産量の大きさからもともとワインの製造も盛んで、日本ワインコンクー

ルで入賞するなど高い評価を受けており、ワインの生産者や生産量が増加することで、本町の特産品としての認知度が高まるとともに、多くの生産者がそれぞれ特色のあるワインを製造することにより多様なニーズに応えることが可能となるなど、我が国のワイン関連産業を活性化にも貢献できるほか、ワインの産地仁木町としてのブランド化が図られる。

さらには、ワインの生産者（ワイナリー）の集積によるワインツーリズム等の新たな観光資源となり、交流人口の拡大による経済的社会的効果も期待される。

また、リキュール製造も行うことにより、本町特産物である「果物」の特性を活かした多様な酒を提供することができ、地域ブランドのさらなる確立が期待できる。

（２）果樹産地の再構築による農業振興

生食用と比較して省力栽培が可能な醸造用ぶどうの生産が拡大することで、経営規模の拡大等が図れるとともに、農閑期にワイン醸造作業を行うため労働力の分散にも繋がるため、経営の改善が図られる。また、ぶどう以外の果実も果実酒やリキュールの原料に用いることで、規格外品の有効利用が可能になるとともに、高付加価値化による農業収益の増加が見込まれる。

区分	平成 30 年度目標	平成 32 年度目標	平成 34 年度目標
果実酒製造事業者数	1 件	2 件	3 件
リキュール製造事業者数	0 件	1 件	1 件

（３）交流人口の増加等による地域の活性化

醸造用ぶどうの栽培、仕込み体験等の実施やワイナリーめぐり等の新メニューが加わることにより、新たな客層の誘致や都市農村交流の拡大が図られ、これまで気づかなかった地域の資源を再認識し、潜在的な地域のポテンシャルを効果的に顕在化させることで、新しい地域の魅力を発見することにつながる。

これらの効果を高めるため、農業と他産業の連携強化を推進する。

項目	平成 28 年度 実績	平成 30 年度 目標	平成 32 年度 目標	平成 34 年度 目標
農家民宿・レストランによる果実酒製造事業者数	0 件	1 件	2 件	3 件
農家民宿・農業体験等受入数	0 人	300 人	400 人	500 人
観光客数	19.0 万人	28.8 万人	31.2 万人	33.6 万人

8 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

709（710、711）特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（1）農業振興施策などの推進

北海道内の果樹産地として、消費者の多様なニーズに対応した高品質な果物の安定生産を進めるため、農業振興地域の整備に関する法律に基づく「仁木町農業振興地域整備計画」（平成22年5月策定）や果樹農業振興特別措置法に基づく「仁木町果樹産地構造改革計画」（平成27年7月策定）を推進し、果実酒・リキュール生産を支援していく。

（2）農地流動化支援・耕作放棄地の解消

担い手の育成、新規就農者の受け入れ等を積極的に行うとともに、本制度の活用により生食用と比較して省力栽培が可能な醸造用ぶどうの生産拡大を図り、農地の流動化と耕作放棄地の解消を進める。

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙 1)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン、飲食店、農家民宿等）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

北海道余市郡仁木町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、自ら生産した果実又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン、飲食店、農家民宿等を営む農業者（以下「特定農業者」という。）が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として果実酒を製造する場合には、酒類製造免許にかかる最低製造数量基準を適用しないこととなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

これによって、新しい農産物加工品の創造と農家の主体的・能動的な活動の促進が図られる観点から、当該特例措置の適用が必要であると考えらる。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

(別紙 2)

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう・りんご・なし・プルーン・梅・ブルーベリー・桜桃・もも・いちご又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

北海道余市郡仁木町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（ぶどう・りんご・なし・プルーン・梅・ブルーベリー・桜桃・もも・いちご又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本町が地域の特産物として指定した農産物（ぶどう・りんご・なし・プルーン・梅・ブルーベリー・桜桃・もも・いちご又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、農業者の経営の多角化、新たな農産物ブランド及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図られるとともに、地域住民及び異種業者、都市住民

等との連携、交流の拡大による地域の活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。